

議第 143 号

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

下呂市特用林産物生産施設整備基金及び下呂市小川区大渕地区コミュニティ施設整備基金を廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">基金の名称</th> <th style="width: 33%;">設置の目的</th> <th style="width: 33%;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1)～(15) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(16) 下呂市特別養護老人ホーム施設整備基金</td> <td style="vertical-align: top;">特別養護老人ホーム施設整備の財源に充てるため</td> <td style="vertical-align: top;">市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(17)～(22) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(23) 下呂市有線テレビ施設維持基金</td> <td style="vertical-align: top;">下呂市有線テレビ施設維持の財源に充てるため</td> <td style="vertical-align: top;">市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(24) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	設置の目的	積立額	(1)～(15) (略)			(16) 下呂市特別養護老人ホーム施設整備基金	特別養護老人ホーム施設整備の財源に充てるため	市長が定める額	(17)～(22) (略)			(23) 下呂市有線テレビ施設維持基金	下呂市有線テレビ施設維持の財源に充てるため	市長が定める額	(24) (略)			<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">基金の名称</th> <th style="width: 33%;">設置の目的</th> <th style="width: 33%;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1)～(15) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(16) 下呂市特別養護老人ホーム施設整備基金</td> <td style="vertical-align: top;">特別養護老人ホーム施設整備の財源に充てるため</td> <td style="vertical-align: top;">市長が定める額</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(17) 下呂市特用林産物生産施設整備基金</td> <td style="vertical-align: top;"><u>下呂市特用林産物生産施設整備の財源に充てるため</u></td> <td style="vertical-align: top;"><u>市長が定める額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(18)～(23) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(24) 下呂市有線テレビ施設維持基金</td> <td style="vertical-align: top;">下呂市有線テレビ施設維持の財源に充てるため</td> <td style="vertical-align: top;">市長が定める額</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(25) 下呂市小川区大渕地区コミュニティ施設整備基金</td> <td style="vertical-align: top;"><u>下呂市小川区大渕地区のコミュニティ施設の整備等に係る交付金に充てるため</u></td> <td style="vertical-align: top;"><u>市長が定める額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(26) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	設置の目的	積立額	(1)～(15) (略)			(16) 下呂市特別養護老人ホーム施設整備基金	特別養護老人ホーム施設整備の財源に充てるため	市長が定める額	(17) 下呂市特用林産物生産施設整備基金	<u>下呂市特用林産物生産施設整備の財源に充てるため</u>	<u>市長が定める額</u>	(18)～(23) (略)			(24) 下呂市有線テレビ施設維持基金	下呂市有線テレビ施設維持の財源に充てるため	市長が定める額	(25) 下呂市小川区大渕地区コミュニティ施設整備基金	<u>下呂市小川区大渕地区のコミュニティ施設の整備等に係る交付金に充てるため</u>	<u>市長が定める額</u>	(26) (略)		
基金の名称	設置の目的	積立額																																									
(1)～(15) (略)																																											
(16) 下呂市特別養護老人ホーム施設整備基金	特別養護老人ホーム施設整備の財源に充てるため	市長が定める額																																									
(17)～(22) (略)																																											
(23) 下呂市有線テレビ施設維持基金	下呂市有線テレビ施設維持の財源に充てるため	市長が定める額																																									
(24) (略)																																											
基金の名称	設置の目的	積立額																																									
(1)～(15) (略)																																											
(16) 下呂市特別養護老人ホーム施設整備基金	特別養護老人ホーム施設整備の財源に充てるため	市長が定める額																																									
(17) 下呂市特用林産物生産施設整備基金	<u>下呂市特用林産物生産施設整備の財源に充てるため</u>	<u>市長が定める額</u>																																									
(18)～(23) (略)																																											
(24) 下呂市有線テレビ施設維持基金	下呂市有線テレビ施設維持の財源に充てるため	市長が定める額																																									
(25) 下呂市小川区大渕地区コミュニティ施設整備基金	<u>下呂市小川区大渕地区のコミュニティ施設の整備等に係る交付金に充てるため</u>	<u>市長が定める額</u>																																									
(26) (略)																																											
2 (略)	2 (略)																																										

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

下呂市特用林産物生産施設整備基金及び下呂市小川区大湊地区コミュニティ施設整備基金を廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 積立基金の下呂市特用林産物生産施設整備基金及び下呂市小川区大湊地区コミュニティ施設整備基金を廃止します。

(第3条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)